

いわゆる「従軍慰安婦問題」に関し、重要な情報が虚偽であったことが判明し、本市議会が平成20年6月25日付けで政府に提出した意見書が大きな根拠を失ったことを確認するとともに、国はさらなる真相の究明を進め、諸外国、関係諸機関に、慰安婦問題についての正しい理解を促す努力をするよう求める意見書

いわゆる「従軍慰安婦問題」について、平成26年6月20日、政府によって設置された「河野談話作成過程等に関する検討チーム」が公表した「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」では、日本側は談話の作成過程において、一連の調査を通じて「いわゆる強制連行は確認できない」との認識を持っていたことが改めて確認された。

さらに、日本軍が慰安婦を組織的に強制連行したという有力な物的証拠は見つかっておらず、日本側唯一の証言である「吉田証言」についても、平成26年8月5日、報道した当事者である朝日新聞が虚偽であったと判断し、それをめぐる記事を取り消し、平成26年9月11日には、正式に謝罪した。

こうした状況にかんがみ、本市議会が平成20年6月25日付けで、政府に提出した意見書も大きな根拠を失ったと言うべきであり、朝日新聞の誤報道が本市議会意見書の信頼性を著しく損ねたことは、誠に遺憾である。

ここに、本市議会が平成20年6月25日付けで政府に提出した意見書が大きな根拠を失ったことを確認するとともに、国にさらなる真相の究明を進め、諸外国、関係諸機関に、慰安婦問題についての正しい理解を促す努力をするよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月18日

清瀬市議会